

平成29年度

## 第2回東大和市地域福祉審議会会議録

東大和市福祉部

○事務局（嶋田福祉推進課長） 皆様、改めましてこんばんは。

本日はお忙しいところ、また大変寒い中、地域福祉審議会にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

福祉推進課長の嶋田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の会議次第に入ります前に、出欠状況につきましてご報告を申し上げます。

委員A、委員B、委員Cの3名から本日ご欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

まず、次第1、新委員紹介でございます。

それでは田口福祉部長、お願ひいたします。

○田口福祉部長 改めて皆さん、こんばんは。福祉部長の田口でございます。

それでは、新委員の紹介を行わせていただきたいと思います。

東大和市医師会の役員の改選によりまして、当審議会の副会長であられました委員Dが、平成29年、本年の9月4日付で委員を退任され、新たに東大和市医師会副会長に就任されましたE様が、当地域福祉審議会の委員として東大和市医師会からご推薦をいただきまして、委員に就任のご承諾をいただいたところでございます。

任期につきましては、地域福祉審議会の条例第4条によりまして、前任の委員Dの残任期間となります平成30年6月30日までとなっております。

なお、委嘱状につきましては、去る10月2日に開催されました健康推進部会で交付をさせていただいております。既に健康推進部会場で、部会員の皆様にご紹介をさせていただいておりますが、改めて全体会、この場で、委員の皆様全員に委員Eをご紹介させていただきたいと思っております。

それではE先生、大変恐縮でございますが、委員就任のご挨拶をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員E 初めまして。東大和市医師会のEと申します。

先ほどご紹介いただきましたとおり、9月に役員の改選がありまして、私が、まだちょっと若輩者なんですけど、副会長につきました。副会長がこちらの審議委員になっておりますので、まだこの地域福祉審議会、この間、各部会が1回あって、そこに出席させていただいたんですが、まだ本当にわからないことだらけなので、いろいろ勉強させていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。（拍手）

○事務局（嶋田福祉推進課長） ありがとうございます。

続きまして、次第の2、副会長の選出に移りたいと思います。

ここからは会長から会議進行のほうをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○会長 それでは、次第2、副会長の選出について、お諮りいたします。

D副会長が委員を退任されたことにより、現在、副会長が不在となっております。東大

和市地域福祉審議会条例第5条の規定によりまして、副会長の選任は委員の互選によるとなっております。

いかがいたしましょうか。

(「会長一任、お願いします」の声あり)

○会長 ただいま会長一任とのご発言をいただきましたが、これにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。

それではご異議がないようですので、副会長は、委員Dの後任で東大和市医師会からご選出いただいた委員Eにお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(拍手あり)

○会長 ありがとうございます。

それでは、委員Eに副会長をお願いすることにいたします。

(E副会長、副会長席に移動)

○会長 それではE副会長、ご挨拶をお願いいたします。

○E副会長 なり立てのほやほやなんです、よろしくをお願いいたします。(拍手)

○会長 ありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

○事務局(嶋田福祉推進課長) どうもありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に事務局からお願いがございます。

毎度のことでございますが、議事録作成のために会議を録音させていただきますので、ご了承いただきますとともに、委員の皆様が質疑等でご発言される場合には、ご自身の名前をおっしゃってからご発言いただきますようお願い申し上げます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

本日は、資料といたしまして、資料1、第五次東大和市地域福祉計画中間見直し報告書(中間案)でございます。資料2といたしまして、計画の名称(変更)ということで、資料2としてご提示させていただいております。それから、資料3といたしまして、第4次障害者計画・第5期障害福祉計画の構成(案)。資料4といたしまして、第五次東大和市地域福祉計画平成28年度実施状況調査報告書。次に資料5といたしまして、第3次東大和市障害者計画・第4期東大和市障害福祉計画平成28年度実施状況報告書。最後になりますが、資料6といたしまして、東大和市健康増進計画平成28年度実施状況報告書(案)を、委員の皆様には事前資料として送付させていただいておりますが、本日お持ちでない方がいらっしゃいましたら、お知らせいただければと思います。

また、各計画、地域福祉計画、それから障害者計画・障害福祉計画並びに健康増進計画でございますが、こちらの冊子につきましても、本日お持ちくださいという形でご案内をさせていただいているところでございますが、こちらにつきましても、お持ちでない方が

いらっしやいましたらお知らせいただきたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

また過不足等ありましたら、順次いただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。また何かありましたら、事務局までお申しつけいただければと思います。

それでは、ここからは再び進行を会長のほうへお渡ししたいと思います。会長、よろしく願いいたします。

**○会長** 改めまして、皆さんこんばんは。ぐっと寒くなりましたので、体調を崩されるという方も随分と増えてまいりました。本日、本学では入試がありまして、そういう時期になってまいりました。ぜひご自愛くださいませ。お忙しい中お集まりいただきまして本当にありがとうございます。

それでは、会議のほうを進めさせていただきたいと思います。

まず議事に入ります前に、会議の公開及び傍聴についてお伝えいたします。本審議会は原則公開となっております。また、傍聴の定員は会長が決定し、会長が指定する場所で傍聴することとなっております。

なお、現在、傍聴希望者はおりません。

それでは、次第の3、議事に移らせていただきます。

議事（1）第五次東大和市地域福祉計画の中間見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

**○事務局（嶋田福祉推進課長）** 福祉推進課長の嶋田でございます。

それでは、資料1、第五次東大和市地域福祉計画中間見直し報告書（中間案）をごらんいただきたいと存じます。

こちらにつきましては、第五次東大和市地域福祉計画についての中間見直しを今年度の地域福祉部会で審議を行うこととなっておりますことから、まず福祉推進課のほうで中間見直しの案を作成し、都合3回の地域福祉部会の中で、部会員の皆様にご審議をいただいたものでございます。

地域福祉部会におきましては、中間見直しの方法や内容、また報告の仕方などにつきまして検討をしていただいたところでございますが、今回、この全体会の場で中間案という形で全委員の皆様にご報告申し上げまして、本日の審議会の結果をもとに中間見直しの最終案を作成していくと、こういうこととなっております。

今年度の地域福祉部会での開催日と審議内容について、順を追ってご報告申し上げます。

まず、第1回目の地域福祉部会は本年7月18日に開催いたしました。主に中間見直しの方法について審議を行いました。次に、2回目の地域福祉部会は8月31日に開催いたしまして、主に中間見直し（たたき台）についての審議を行いました。最後に、第3回目の地域福祉部会は10月10日に開催いたしまして、主に中間見直しの中間案についてのご審議を行ったところでございます。

この3回の部会を経まして作成いたしました中間見直し（中間案）を今回の全体会の場で皆様にご提示させていただいているところでございます。

この中で大きくご報告する点といたしまして、4点ほどございます。

まず1点目といたしまして、今回の中間見直しの方法として、平成27年度から施行、策定しております当初計画第五次地域福祉計画、こちらの冊子に対しまして、中間見直しとして、変更する部分を記載した報告書を作成するという方法を採用したということでございます。これは今回の中間見直しで当初の計画から大幅に変更しなければならない点、こういったものがなかったことから、当初計画の策定から3年を経過したことによる内容の変更点を追記、補足する報告書の形をとっております。

次に、2点目といたしまして、中間見直しで見直した内容でございますが、この3年間で中間見直しをしなければならなくなった各課の取組項目、取組内容を全庁的に調査いたしまして、その変更点を記載しております。こちらは、資料1、報告書の5ページから10ページにその内容を記載しているところでございます。

特に特記する事項といたしましては、報告書の6ページ並びに第五次地域福祉計画、オレンジっぽい色の冊子でございますが、こちらの28ページをお開きいただければと思います。

報告書の6ページにつきましては、2の見直すべき取組項目についてという形の表示になっております。計画冊子のほうでは中間あたりに書いてあると思いますが、平成28年10月に東大和市総合福祉センターは〜とふるが開設しましたことから、これに関係する箇所につきましては、基本的には事業を完了しているということでございますので、このことに伴いまして、取組項目、それから取組内容について、終了したということで見直しをさせていただいております。

次に、3点目といたしまして、平成30年度から改正社会福祉法が施行になることに伴いまして、従来までは市の個別計画の一つにすぎなかった地域福祉計画でございますが、そのほかの福祉の専門分野の計画に対して、上位計画として位置づけるという変更が生じてまいりました。

現在、国と東京都が、地域福祉計画を上位計画として位置づけを変更することにつきまして指針を策定中とのことでございますが、まだ細かい内容については公表はされていない状況でございます。このため、今回の中間見直しでは、今後また改定される予定の平成33年度からの第6次の地域福祉計画の改定に向けた検討課題として、別途まとめているところでございます。

こちらにつきましては、資料1の中間見直し報告書の11ページをお開きいただきたいと思っております。こちらに書いております「Ⅲ 第6次地域福祉計画の改定に向けて」という大項目で、今後の地域福祉計画を上位計画にしていく上での課題を挙げております。

なお、地域福祉計画を上位計画として位置づけをし直すことにつきましては、おおむね

改正法施行から3年以内にとの基準が出ておりますことから、平成33年度までに新しい上位計画としての地域福祉計画を新たに作成するものとしまして、第6次の地域福祉計画の改定準備をすることとしております。

最後に4点目でございます。当市のパブリックコメントの実施要綱におきましては、計画等に大きな変更点がない場合につきましては、パブリックコメントの実施をしなくてもよいという規定がありますことから、今回の中間見直し案につきましては大幅な変更がないというところに鑑みまして、パブリックコメントを実施しないということにさせていただきたいと、このように考えております。

なお、今回ご報告させていただきました内容につきましては、全ての項目にわたりまして地域福祉部会の中でご審議いただき、中間見直しに対してのご意見をいただきました上で、この案を作成させていただいておりますので、その旨ご報告をさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

事務局から第五次東大和市地域福祉計画の中間見直しについての説明が終わりました。

ご質問がございましたら、挙手の上、議事録作成の都合上、お名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。いかがでしょう。

○委員 F Fと申します。

17ページの町目別老年人口・老年人口割合とありますけれども、老年人口の1個当たり300人とありますね。地域ごとに丸がついているんですけれども、実際にこの数というのは整数じゃないと思うんですよね。要するに、丸だけだとまずわかりにくいし、丸1個が300人ということは、900人とか1200人とかそういう整数で割れる人口でないのに書いてあるのはどういうことかなと思ったわけです。要するに1, 324人とか、そういう数字にならなきゃおかしいと思うんですよね。

それから、18ページの人口及び一世帯当たりとありますけれども、細かいことで恐縮ですけれども、「人口及び一世帯」の「一」は「1」だと思うんです。中のほうでも1があるから、縦1でそろえないといけないと思うんですよね。

それから、2番の生活保護をめぐる状況ですけれども、この表は、年度別生活保護の状況と言っていますけれども、中身は年度別生活保護費別内訳の状況じゃないですか。それで、年度別生活保護の状況というのは、19ページの2の表のほうがそういうタイトルに合うんじゃないかと思うんですよ。というのは、19ページのタイトルの労働力類型別被保護世帯の一覧になっていないですよね。これは完全に間違い。というのは、類型別というのは、母子とか障害とか高齢とかその他、そういう類型がたしかあったと思うんですよ。これは内容とタイトルが合っていないんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（嶋田福祉推進課長） 福祉推進課の嶋田でございます。

3点ほど、大きくご質疑をいただいたかと思えます。

まず、資料の17ページは、今、委員Fがおっしゃいますように、確かに、町目別老年人口・老年人口割合ということで、左下のほうに1個当たり300人ということで断り書きがございますけれども、おっしゃるとおり、そういったきちんとした割り返せる数字じゃないということはあると思えます。

ただ、割合として示すという形でこのような表記となっております、これは市で発表しております統計の資料から索引して、こういう形で使用させていただいておりますので、もしその辺のところ細かい数字を書くということになると、逆に若干見づらくなってしまふという部分もありまして、この表を使っているわけがございますが、もし内容がちょっと大ざっぱ過ぎるだろうと、きちんとした数字をとというようなことでありますれば、数字を書くことも可能なのかなというふうには思っているところでございますが、今の段階ではこういう形の表記、大まかの割合ということですので、させていただいているところでございます。

それから、18ページの人口及び一世帯当たり人員の推移ということで、「一世帯」の「一」の数字が、横一を使っている、縦一を使っているということで、統一性がないということがございます。こちらと同じような形で、そちらの資料のほうをそのまま索引しておりますので、最終的にはそちらの総務のほうと調整をとりまして、今回はこういう形にしたものをそのまま使ってしまうという状況でございますので、ご理解いただければというふうに思えます。

それからもう1点、生活保護の関係ですね。まず、18ページの年度別生活保護の状況ということでございますが、総務課のほうで、これもいろいろ直しが必要ですが、そちらの資料がそうなおったので、そのまま引っ張ってしまったんですが、実際には生活保護費の支出の状況ということで、地域福祉計画の中ではそういう形で修正をしておったと、そこを今回ちょっと漏れちゃってしまいましたので、そのところは適切な表現方法に直していきたいなというふうに思っております。

それから、同じく生活保護の中での最後のところなんですけれども、こちらもご指摘のとおりです。労働力類型別被保護世帯というところが、すみません、確認が漏れておりまして、正確には被保護者数、被保護世帯数、保護率という形の数字となっておりますので、申しわけございません、こちらのほうは訂正をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員F 19ページ、それももしあれでしたら一緒に直してください。

○事務局（嶋田福祉推進課長） 失礼しました。今、最後言った19ページの労働力類型別保護世帯のところですね。被保護者数、被保護世帯数、保護率という形の数字になっていきますので。

○委員 F いや、それと、19ページの下の四角のところもあわせて直していただけますか。

○事務局（嶋田福祉推進課長） わかりました。その辺のところも確認の上。申しわけございません。

○会長 ありがとうございます。

やはり細かいところもぜひお目を通していただきながら、誤解のないような表記の仕方が必要かなというふうに思います。

初めの表③のところでございますけれども、こちらも恐らく、最近はやりの見やすさというのが、可視化するというところでの工夫があると思うんですけども、やはり誤解のないように、何か注意書きとかそういうものも必要なのかなというふうに思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、議事の（2）第4次東大和市障害者計画、第5期東大和市障害福祉計画の策定についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○小川障害福祉課長 障害福祉課の小川でございます。

資料2と資料3を使いましてご報告いたします。

障害者計画・障害福祉計画につきましては、障害者部会のほうでご審議をいただいております。これまで3回部会を開きまして、5月15日、8月9日、10月19日、3回部会を行っております。

5月15日の部会では、この計画策定に先立ちまして事前調査を行いました。その事前調査の結果内容と、この計画、障害福祉計画策定に当たって国のほうで基本指針というのが示されておりますので、それらの説明を踏まえてご審議いただきました。8月9日の部会におきましては、今日お配りの計画の名称、理念、目標、それから計画の構成等を中心にご審議いただきました。10月19日の第3回の部会におきましては、この構成の中の第5章に当たりますけれども、障害福祉計画の数値目標の部分を中心にご審議をいただいたというところであります。

そして、内容についてですが、今回、児童福祉法の改正を受けまして、障害児福祉計画についても策定をするということが義務づけられたということを受けまして、東大和市においては本計画と一体的に策定をするということで、それを受けて、それらの計画を包括するような名称をつけたほうがいいのではないかなというようなことをご提案いたしまして、東大和市障害者総合プラン、括弧して3つの計画の名称で記するというような形で、計画の名称の変更をしてはどうかということになっております。

続きまして、資料2のページめくっていただきまして計画の理念についてですけれども、この真ん中あたり、第3次東大和市障害者計画・第4期東大和市障害福祉計画における理



念が記載されております。「障害のある人の人権が尊重され、障害のある人もない人も、共に生きていけるまち東大和」というような現行計画の理念でございます。

その後の障害者施策の動向がその下に記載されておりますけれども、その中で特に、障害児から高齢障害者まであらゆる世代の方を対象に考えるという点と、それから、共に支え合う「共生型社会の構築」ということが国の指針等の中でも述べられておりますので、それを受ける形で、一番下に記載のある「障害のある人もない人も、すべての人がお互いを尊重し支えあう、共生社会の構築を」というような理念にしてはどうかということでございます。

3番目に計画の目標についてというところで、理念全体としては大きな変更はございませんので、特に今回の目標の視点として共生社会というようにございますので、目標4のところ「共生社会実現をめざした地域づくり」ということで、共生社会ということを明確に示すような目標に改めるということでご審議いただきました。

その裏の4、重点施策についてということで、次の資料3で計画の構成案というふうになっておりますけれども、ここで施策が体系的に記載をされておりますけれども、それらの中で、特に事前調査から明らかになった課題、あるいは国の指針で特に取り組むべき項目というようなことで挙げられた点を取り上げて、重点施策ということで、1、2、3ということを新たに設けて、計画の中でメリハリをつけてはいかがかということになっております。

その施策については、1番目が障害者の権利擁護、理解促進のための施策。こちらは特に事前調査の中で、回答者の中で、これから取り組むべき障害者の施策ということで最も多くの要望があった点でありましたので、ここを1つの重点施策というふうに捉えております。

2番目が地域で安心して暮らし続けるための施策。こちらは国の指針の中で、障害者が高齢化あるいは介護者の高齢化、それから障害の重度化という課題がありつつ、地域で安心して暮らし続けるための地域生活支援拠点の整備というようなことが打ち出されておりますので、それにかかわる取り組みを列挙しております。

それから、重点施策の3としましては障害者の経済的自立と就労のための施策ということで、こちらも事前調査の中で、経済的な自立という点について大きな課題があるということが浮き彫りにされたので、それにかかわる主に就労の支援の部分の取り組みを掲げたものであります。

資料3の計画の構成案で、ちょっと字が小さくて申しわけありませんが、こちらについてご審議いただきまして、第1章が総論、第2章が障害者福祉をめぐる東大和市の状況、第3章が理念と目標・重点施策、第4章が障害者に係る施策の展開、この部分が障害者計画に当たる部分でございます。

こちらの中で、次のページをめくっていただきまして、それぞれの取組項目の頭に黒い

丸がついているものが新たな取組項目、それから、重点と書いたものが重点施策に当たるというような構成でございます。

その中で、目標が1、2、3、4とございまして、最後の4ページのところが第5章、数値目標と確保のための方策ということで、こちらの部分が障害福祉計画・障害児福祉計画に当たる部分でございます。障害者総合支援法及び児童福祉法で規定されたサービスについて、数値目標を定めて、そのサービスの確保のための方策を記載するというような国のほうの指針に沿った内容になっておるところでございます。第3回の部会で第5章の部分を中心にご審議をいただきました。

次回、もう1回、11月8日に第4回の部会がございまして、第4章の障害者計画の部分を中心にご審議いただいて、素案という形でまとめをしまして、その後、12月にパブリックコメントを介護保険の事業計画等とあわせて行くと、あわせて市民説明会を実施するというような予定であります。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

事務局から第4次東大和市障害者計画・第5期東大和市障害福祉計画策定について説明が終わりました。

ご質問がございましたら、挙手の上、お名前をおっしゃったらご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員G 市民委員のGですが、ほかの部会のことでまことに僭越で、私の理解不足かもしれませんが、資料3の表題の第4次障害者計画、第5期障害福祉計画の構成というのは、より厳密に言うと、さらに第1期障害児福祉計画というのも入っているということですよ、この構成を見ると。

○小川障害福祉課長 はい。

○委員G これは障害児福祉計画というのがあえて抜けているというのは、単に事務上で削ったのか、それとも新しく変わるからこの表題には入っていないという点だけのことですか。

○小川障害福祉課長 今日お配りした資料につきましては、部会の中で使用した資料になっておりますので、障害児福祉計画という、表題のところでは抜けている部分はございますが、体系のところでは申し上げますと、第5章のところには第5期東大和市障害福祉計画・第1期東大和市障害児福祉計画というような名称がそこにつくというようなことになる予定でございます。

○委員G 分かりました。

それで、さらに資料2からすると、それを括弧でくくって「東大和市障害者総合プラン」にしたいと、こういう部会の。

○小川障害福祉課長 はい。

○委員 G わかりました。

それから、これも念のためですが、確かに今の冊子は第3章は理念と目標が入っているんですが、その後この重点施策を入れると、この冊子にですね。そういうことですよ。

○小川障害福祉課長 はい。

○委員 G わかりました。

○会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○委員 F Fですが、細かいところで恐縮ですが、4ページの、2、障害特性に配慮したバリアフリー化の推進の2-3が、向上の「上」が抜けていませんか。「上」がない。向上ですか、これは。「アクセシビリティの向」の後。

○小川障害福祉課長 申しわけありません。これはエクセルの表になっていまして、データ上で見ると入っておるんですけども、印刷をしますと欠けてしまっていて、申しわけありません。「上」が入ります。

○会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、議事の(3)平成28年度の実施状況報告についてを議題といたします。

それでは、まず第五次東大和市地域福祉計画平成28年度の進捗状況についてですが、こちらについては地域福祉部会のほうでご審議いただいておりますので、地域福祉部会長から審議内容や部会が出された意見などについてご報告いただきたいと思います。

それでは地域福祉部会長、よろしく申し上げます。

○H部会長 着座で恐れ入りますが、報告させていただきます。

皆さんこんばんは。地域福祉部会の部会長のHでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは報告させていただきます。

地域福祉部会は、平成29年10月10日火曜、午後7時から、本庁舎3階301会議室におきまして、今年度第3回目の部会を開催しました。議題として、第五次東大和市地域福祉計画平成28年度事業進捗状況についてを審議いたしました。出席委員は5名、欠席は1名でした。なお、傍聴人はおられませんでした。

最初に事務局から、第五次東大和市地域福祉計画につきまして概要説明があり、次に平成28年度実施状況調査報告書の構成と見方、評価についての説明がありました。実施状況調査報告書の1ページ、こちらに4つの大きな施策の区分がありまして、その中に54の事業、さらに事業によっては複数の担当課が実施している事業もありますことから、62の評価があるということでございます。評価は3、2、1、0となっておりますが、評価3の「順調」と評価2の「概ね順調」を合わせると95%でございます。

なお、昨年度の地域福祉審議会で、3部会で評価基準を合わせるべきだとの意見がございましたので、平成28年度から評価方法を3部会で合わせているとの報告が事務局からありました。

次に、委員からいただきました質問、意見の報告に移ります。

4ページから5ページにかけての取組項目、(仮称)総合福祉センターの施設整備及び効率的運営1-(4)についての各課の取組内容は、おおむね全て評価が3となっていることについて、総合福祉センターの開設ができただけで評価3になるのはどうかとの意見がありました。

6ページ、7ページにございます2-(1)の「①自治会の運営の必要な支援を行います。」と「②自治会の運営に必要な情報を提供し、運営を支援していきます。」について、実施状況の内容が重複しているのではないかと意見がありました。

9ページの3-(1)「②児童・生徒の福祉への関心を高めるため、福祉教育の推進に努めます。」について、なぜ一部の学校のみが実施になったのかとの質問がありました。

10ページの3-(1)「⑤障害者や高齢者に対する市民の相互理解・相互交流を深めるため、福祉施設等が行う各種行事への市民参加の機会の拡充に努めます。」の高齢介護課の実施状況について、昨年度評価が2から3になっていることへの質問がありました。

12ページ、13ページにございます3-(2)「⑧市の相談窓口につながった複数の困難を抱えている市民を、様々な支援により多面的に支えることができるよう、庁内の連携会議の設置を目指します。」と「⑨複数の困難を抱えた市民が福祉サービスに効率よくつながることができるよう、福祉相談窓口の一元化を目指します。」については、昨年度に引き続き評価1になっていることへの質問がありました。

全体について、実施状況等の要望や文章の書き方の統一を図ったほうがよりよくわかるのではないかと意見がありました。事務局からは、来年度の実施状況の報告のまとめ方の課題としたいという回答がありました。

地域福祉部会からの報告は以上でございます。皆様、どうもありがとうございました。

○会長 ありがとうございました。

H部会長から地域福祉部会の報告が終わりました。

ご質問等ございましたら、お名前をおっしゃってからご発言をよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

○委員F Fと申します。

3ページの項目に所管課とあるんですけれども、障害者福祉課では担当課になっているんですね。けれども、所管課というのは事務用語のような感じがするので、これを市民に見せる公文書であれば担当課に直したほうがいい、統一したほうがいいと思うんです。

それから、6ページの②なんですけれども、生活困窮者の自立に向けた支援のためというふうになって、関係機関と連携をとって構築すると言っているんですが、生活困窮者の

自立に向けた支援というのはちょっと不明確、自立に向けた就労支援じゃないですか。支援というとなんかすごく抽象的になっちゃって、③のほうでは就労準備支援となっているわけですから、上は多分、就労支援のことを言っていると思うんですよ。そうしたら、就労支援して、どのくらいの方が生活困窮者で就労支援が実際できたかというのが大事なことであって、②を見ると関係機関の連携が主になってしまっているみたいな、それで何かやりましたとか、そういうことじゃなくて、実際に生活困窮者が就労支援の結果、どのくらい自立して就労できたかというのが、そういうふうにしないとよく張りつけないんじゃないかなというふうに思います。

それから9ページですけれども、9ページの④で評価の理由、「中学生から高齢の方まで」と書いてありますけれども、これは公文書ですから、「中学生から高齢者の方まで」というふうに、「高齢の方まで」というのは、手紙じゃないですから、高齢者と、公文書ではそういう言い方をすべきじゃないかなというふうに思います。

あと16ページなんですけれども、防災のところなんですけれども、やはり実施に当たって、女性の視点から防災を見詰めるという言葉があってもいいのかなというふうに、いわゆる男女共同参画の視点ですね。そういう視点も入れていただければ、よりいいのかなという感じがしました。

以上です。

○事務局（嶋田福祉推進課長） では私のほうから答えさせていただきます。

ただいま委員Fからご指摘いただいた点、大きく4点ほどいただいたかと思えます。

順を追ってお話をさせていただきますが、まず3ページからの、これは全てのページがそうなんですけれども、「所管課」という文言のところでございます。確かにこれは市民の方から見ますと、わかりづらいというようなご指摘もございましたので、これは全てのページにおきまして「所管課」というような表記をさせていただいております。確かに役所用語といいますか、そういったところであるかと思えますので、このあたりのところは統一化を図るという意味でも、各課と調整しながら、適宜修正のほうをさせていただければというふうに考えております。

続きまして、6ページの②とおっしゃいました。一番上の段だと思えます。生活困窮者の自立に向けた支援というところの、就労支援ということではないかというようなご指摘だったかと思われます。こちらにつきましては、生活福祉課のほうで所管をしておるんですが、内容を見ますと、委員がおっしゃるように、確かに支援というのは、自立に向けた支援ということは就労支援だろうというご指摘はごもっともでございますが、こちらにつきましては大きな意味で、関係機関が連携してというようなところもございまして、そういった意味で、確かに就労支援なんですけれども、全体的な大きな支援というところで、市やハローワーク、いろいろな関係機関が開催している会議についての記載というふうになっておりまして、そういう内容になっておりますので、ここは所管課等の関係課、生活

福祉課ですね、こちらのほうとの調整をとりたいと思いますが、そういったようなご指摘があったということはお伝えさせていただいた上で、必要であれば修正したいと、このように考えているところでございます。

続きまして、9ページの④、一番下の段の福祉推進課のところでございます。④の中の右側のほうの評価の理由の欄というところだと思いますけれども、「ご高齢の方」という呼び方が公文書としてどうなのかというようなご指摘だったかと思われまます。こちらにつきましても、余り丁寧になり過ぎているというところもございしますので、「高齢者」というような表記でいいのではないかというご指摘もございましたので、ここは見直しのほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、最後になります16ページのところです。防災の関係、防災安全課ですね。男女共同参画としての女性の視点を取り入れた評価というふうになってもいいのではないかというようなこともご意見としていただきましたので、こちらも所管課である防災安全課のほうにお伝えさせていただきまして、そういうご意見があったということはお伝えさせていただいた上で、来年度以降工夫させていただければと、このように考えております。

私のほうからは以上でございます。

**○会長** ありがとうございます。

**○委員 I** Iと申します。

私から1点なんですけれども、評価について、9ページの指導室（教育指導課）が1なっていますね。福祉教育の推進ということなんですけれども、ペットボトルキャップは一部の学校であったかもしれませんが、大事なものは、その下の職場体験ですね。私が見ていますと、保育園や介護施設等、結構中学生が、高校入試とも関係あるかもしれないけれども、そういったことを積極的にやっているのを見かけるんですよ。これも余りやられていないという評価なんではないでしょうか。私は、ペットボトルキャップよりも、その下の3行、ここが福祉教育の本質にかかわる部分じゃないかなと思っているんですけれども、その点はお答えがありますでしょうか。

**○田口福祉部長** 福祉部長の田口でございます。

今ご指摘をいただきました、確かに中学校2年生が就労の経験をするということで、現実的には福祉施設だけではなくて、最近ですとコンビニですとかスーパー、警察も含め市役所とかも、そういったところで職場体験を実施しているというのは私どもも承知してございます。

ペットボトルキャップという、どちらかという環境面というところの表記がございしますが、確かにそういったところの中で、職場体験の中では、福祉というところというのは全部ではないというところも、問題があれば、所管課としてはそのような評価があったのかなというふうには思います。確かに重点的などころで、福祉教育の部分というところが、必ずしも職場体験が福祉教育というところにつながっていないというところで、このよう

な評価があったのかなど。あくまでも職場体験というふうに、就労の体験というところの中での評価があったのかと思いますけれども、ただ委員のほうからお話がありました福祉という観点の部分も、この評価が1ではなくて2ぐらいになるのかなというところにつきましては、所管課のほうに申し送りさせていただきまして、そういった意見があったということで、場合によってはちょっと評価を変えさせていただくということも検討してみたいというふうに考えております。

以上です。

**○会長** ありがとうございます。

今のご質問を含めてなんですけれども、福祉教育というのがどういうものかというのを少しお示しした中で評価をしていかないと、恐らくこの9ページの表記だけだと、見た側としては判断しづらいというのがあると思いますので、そちらも所管課のほうでご検討いただければというふうに思います。

ほかにいかがでしょうか。

**○委員G** 市民委員のGです。

地域福祉部会で、自分が属していた部会のことでもまことに恐縮ですが、その前に、先ほどの所管課も、私も気がつきませんでした。資料6を見ましたら、ほかの状況報告書では担当課という表記になっていますので、担当課にされたほうがいいんじゃないかと思えます。

それで、要望したかったのは、実は評価1が3項目でございまして、その1項目は、先ほどのペットボトルないし福祉教育云々のところなんです。もう2つは、庁内連携会議なり福祉窓口の一元化云々と、おおむね市役所内のご努力にかかわる部分かと思えます。いろいろ、ただでさえ会議が多いとか、人材が要るとか、いろいろ問題はあるやに想像しますが、部長も本日いらっしゃいますし、ぜひ何らかの形で、連携会議設置なり一元化なりは、評価1を脱していただくようご努力いただければと要望いたします。

**○田口福祉部長** ご指摘ありがとうございます。福祉部長の田口でございます。

基本的に、福祉分野の窓口の一元化というのが、当然福祉分野だけでなく、ワンストップサービスということで、市の窓口の一元管理というところが目標の一つであることも間違いないかと思えます。

しかしながら、それを実現するために、ある意味、ICTを使わせていただいたり、できるような部分はそういうような形で行わせていただいたり、1つ例を挙げさせていただくと、転入者の方にいろんな手続が必要になります。当然、住民票の届け出だけではなくて、福祉の児童手当の届け出ですとか、児童手当のところになれば、乳幼児ですとか小さいお子さんがいれば、医療費の関係の届け出とかというところは、転入のところをそういった回るような形のセクションはつくってはございます。

そういったところで一部、市役所全体ではそういう努力はさせていただいてはおります

けれども、何分、福祉サービスの相談業務となりますと多種多様なところにかかわってきます。仮に生活保護における相談だったとしても、生活保護に限らず、この方々の世帯が高齢者になっていけば高齢のほうにもかかわってきます。障害者であれば障害福祉課になってきます。1人の職員が全ての内容を認識、理解をする、要するに事細かに細かいところまで、重箱の端まで全てを理解するというのがなかなか難しいものがございます。

こういったところで、本来そういったものをするのが一番適切であると思いますが、なかなか相談業務はそこまでいけないというところもございまして、大変難しいと。共生社会というところの国の方針の中も、高齢者、障害者、児童とかというところを包括した形で、先日、ここに委員でいらっしゃる千坂委員がやまと苑さんのほうで市民の講習会的なものをされたということで、富山型というふうなところで、実際にやられている方が多いんですけども、都市部におきましてはなかなかそれを、一つの建物の中に障害者も高齢者も児童も入れるということになると、なかなかそこは難しい。

一部地方のほうではそういったことをやられているところもございますけれども、やはりそれを全ての知識を持った方で運営するというのは難しいという部分もございまして、今後、そういったICTも含めいろんなところのツールを使いながら、できるところから進めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

私もいろいろ全国の自治体のを存じ上げていますけれども、なかなか難しいところがあるんですけども、例えば何層かに分けて、とても小さい身近な地域での窓口というか、窓口もあり、またそこで検討する層、それでもうまた一層上の層があって、それでさらに一番上が恐らく市役所のセーフティネット会議、そんなような位置づけになっていくのが12ページの一番下のような会議体になるかなというふうに思います。

しかしながら、やはり東大和市に合ったような形を検討しないと、部長からもあったように、中山間部だったり都市部だったり、そういった地域特性で全然社会資源もまた変わってまいりますので、これはぜひ皆様方としっかり議論して進めていけたらというふうに思います。ありがとうございました。

○委員J 社会福祉協議会のJと申します。

我々は評価を聞くんですけども、実は非常に分かりづらい。1、2、3というんですけども、これが正しいかどうか実はよく分かっていない部分があるんです。ですから、5カ年計画であれば、1年目はどこまでやるとか、2年目はどこまでやるとか、そういう具体的なものを入れられるものは入れたほうがいい。だから、数字で出せるものは数字で出す。そういうふうにしたほうが評価がわかりやすい、市民に対して。我々も評価しやすい。

ただ、ネットワークの構築とかというのは難しいんですけども、分かれるものはそう



いうふうに今後は、今からじゃなくて、次につくるときにはそういう対策をしたほうがいいんじゃないかというふうに私は思うんです。

**○田口福祉部長** ご意見ありがとうございます。福祉部長の田口でございます。

市といたしましても、極力、数値化できるものは計画の中に入れていこうということで、既に総合計画ですとか、ここで作りました環境基本計画の中でも、数値化できるところは極力数値化、当然できないものもございますので、そういったところで分かりやすくというところも含めて、今後、第五次の地域福祉計画を策定する際は、そういったところも加味しながら策定していきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

**○委員 J** もう1つつけ加えて。目標を持ってやる、だけれどもいろいろやっていくと、要するに市役所の思いのままにやっても相手がいるわけですから、どういうことをやってどういうふうにしたか。それでいかなければまた違う手法をとるとか、そういう参考になると思うんですよね。いかなかったらいかないう理由をちゃんとつけばいい。結果は結果でいいと思うんですよね。それをまた工夫すればいい。そういうやり方をしていって、少し計画が市民に浸透するようなやり方が必要じゃないかと思います。

**○会長** ありがとうございます。

恐らく、今の課題というのは、私ども研究者に突きつけられていることでもございまして、やはり今ご指摘あったように、研究やる立場をしっかりと吸い上げながら、市役所、行政の評価とか立場をどうすり合わせながら評価をしていくかというのは突きつけられていることでもございまして、私も頑張りたいなというふうに思います。ありがとうございます。

**○委員 F** Fです。

今、委員 J からおっしゃられた件で、いつも気になっているのは、1 ページ目の前、表紙の裏側ですけれども、ひし形の3つ目、事業達成度の評価及びその理由についてですけれども、3、順調、2、概ね順調、1、着手、0、未着手とあるんですけれども、着手というのは評価じゃないんですよね。例えば私が思うには検討課題が多いとか。それで、むしろ0は未実施とか、未着手でもいいんですけれども。やっていないものは評価できないのはわかるんですけれども、着手しているんですから検討課題が多いとか、そういう表現になる。着手というと評価の表現じゃないですよね。やっているのに着手というのは、それは評価の表現じゃないと思うんですよね。どうしてこういうふうにするのかその理由が、こういうふうになっているんだという理由があったら、事務局のほうで説明をお願いいたします。

**○事務局（嶋田福祉推進課長）** 私、福祉推進課長の嶋田のほうからお答えさせていただきます。

評価手法、評価の内容の着手というところのご指摘でございます。例えば、いろいろな事業の中で何もやっていない中で、初めて取り行う事業であるとか、今まで未実施だった

ものをやるといったときに、着手、文字どおり手をつけるということでございます。ここは評価になじまないのではないかなというようなご指摘でございました。ただ、私どもも初めて手をつけるというか、そこにまず一步踏み出したという意味での評価という意味では、着手ということがあってもよろしいかなと思います。

ただ、そういったところでちょっとわかりづらいとか、そもそも着手しただけでは評価に値しないのではないかなというようなこともございましたので、そのあたりは評価の表現方法を踏まえまして今後検討して、内容の修正が必要であれば、もっとわかりやすいというか、明確な数値、先ほど委員Jのほうからも数値目標、数値によって一部可視化すべきだというようなご指摘もございましたので、このあたりの評価手法等も今後検討加えていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

**○会長** ありがとうございます。

この地域福祉計画の評価というのは、どこの自治体も本当に模索をしております、私自身も、もっとわかりやすいような評価をどうすればいいかなというのもまだまだ、専門家ではあるんですが、なかなかまだ難しいところがあるので、繰り返しになるんですけども、東大和市であればどういうふうに評価をするとわかりやすいのかなというのは、やはり今後の検討にさせてください。

ほかにいかがでしょうか。

**○委員K** 先ほどの9ページの福祉教育のところなんですけれども、これはJさんのほうが詳しいと思うんですけれども、社協のほうで、小学校からのオファーをもとに社協の職員が出向いて、車椅子体験だとか、いろんなそういった教育をしているという話を聞いたんですけれども、それは計画に入っていないからここに載ってこないんですか。探したんですけども、そういうのが出てこなかったんですけれども、実際に実績が結構あったんですよね。年間何回も出向いて、3時限ぐらいかけて教育をしているらしいんですけれども、そういったことはここには反映されないんですか。

**○田口福祉部長** 私、田口のほうからお答えをさせていただきます。

基本的に、大変恐縮でございますが、この項目自体をそれぞれ担当課を振っている関係で、担当課がどういうことをやっているかの評価になってきてしまっていますので、本来、今、委員Kからお話がありましたように、市全体でどうなっているかという評価をすべき点も当然あるかなと思います。ただ現実的には、担当課がその項目に対するどういう事業を展開しているかの評価になってしまっているという、縦割りの悪いところの弊害かと思えますけれども、例えば福祉教育の推進に努める児童教育の部分が、仮に福祉が、出前事業じゃないですけれども、そういうことをやっているというようなことが、担当課がここに出てきませんので、こういったところも含めて、教育自体が教育だけがやるべきではなくて、いろんなところがやるケースもありますので、そういったところを捉まえながら、

次の計画の中ではその辺を検討を加えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、第3次東大和市障害者計画・第4期東大和市障害福祉計画平成28年度の進捗状況についてございますけれども、こちらにつきましては障害者部会のほうでご審議いただいております。障害者部会長から審議内容や部会で出された意見などについてご報告いただきたいと思いますと思っておりますが、本日、障害者部会長が体調不良で欠席でございますので、事務局から小川障害福祉課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○小川障害福祉課長 障害福祉課、小川でございます。部会長にかわってご報告をいたします。

報告書のページを開いていただきまして、左側に今議論のありました評価の理由について掲載しております。こちらにつきましては、3計画そろえるということで、3、2、1、0というような評価になっておるということでございます。

障害者部会におきましては、まず事務局のほうから、この報告の中で、とりわけ新規に取り組んだ項目、それから平成28年度中に大きな変化があった項目、それから障害者の施策で申し上げますと、平成28年度は10月に東大和市総合福祉センターは～とふるが開設したという大きな出来事があったので、それに伴って施策が取り組まれた点、この3つの点を中心に市のほうからご説明を差し上げました。

この点について、ページの的に申し上げますと、1ページの1-1、障害者差別解消法に基づく取り組み、こちらのほうは新規の取り組みということで、平成28年4月に施行された差別解消法に基づいた取り組みが新たに始まっておりますということで、職員向けの研修ですとか、市内の事業所向けにリーフレットを配布したというような報告をさせていただいております。

同じく新規で、12ページに飛びますけれども、6-1、理解促進研修・啓発事業というものも新規の事業でございます。こちらにつきましては、障害者週間に合わせてロビーでパネル展を実施するですとか、公民館のホールを使って理解促進の催しを行うということで、平成28年度においては肢体不自由に対する理解促進として、ちょうどオリパラということもございますので、障害者スポーツの体験等を通して理解を深める取り組みをしたというようなご報告をさせていただいております。

それから、そのページの一番下、6-3、それから13ページの6-6につきましては、先ほど申し上げました総合福祉センター開設に伴って新たに取り組みがされたというようなところでご報告を差し上げております。総合福祉センターの開設によって、身体障害者、知的障害者の地域活動支援センターの事業が始まって、それに伴って、相談支援事業や基

幹相談支援センター機能強化事業の取り組みが始まりましたというようなことを報告させていただいております。

それから、大きな変化があった点というところでは、19ページですけれども、児童福祉法に基づく給付費の支給というところの7-3で、放課後等デイサービスという項目がございます。こちらのほうは、平成29年度の目標値と28年度の実施状況の数字を見比べていただくとわかるんですけれども、65名という目標に対して既に28年度で76人のご利用があって、非常に予想以上に交流が増えておるといような状況があって、さらなるサービスの提供体制の整備が必要な状況であるということをご報告いたしております。

それを受けまして、委員の皆様からのご質問といたしましては、1ページに戻りますけれども、差別解消法の施行に伴っての取り組みは分かりましたが、それに伴って相談はどれくらい寄せられているのですかというようなお質問がございました。この相談につきましては、市の職員に関する相談は職員課及び障害福祉課で相談の窓口を設けました。民間事業者に関する相談は障害福祉課で受けるということにいたしましたが、市の職員に関する相談が4件、民間事業者に関する相談が1件あったというようなお答えしております。

それから11ページです。計画相談支援のところ、こちらはちょっと表記がわかりづらいところがあるんですけれども、28年度の実施状況で1月当たり96人というような表記であります。こちらは、国の障害福祉計画の中でこのような1月当たりの人数を目標値として定めよというような規定がございまして、それに沿ったものなので、実人数がここからはわからないというようなお質問がありました。それに対しましては、障害福祉サービスの利用者という方が629人、それから児童福祉法に基づくサービスのご利用というのが108人いらっしゃいますというような回答をしております。

それから、31ページに飛びますけれども、障害者の就労支援の関連のご質問で、東大和市にはジョブコーチという制度はあるんですかというご質問がございました。そちらにつきましては、ジョブコーチの制度自体が、一般的には市の制度ではなく、東京しごと財団あるいは東京障害者職業センターというところで制度を持っておりますので、市町村レベルにおいてはそれらの制度を利用するといようなことで、ジョブコーチを導入しておるといようなことでお答えをしております。

ご質疑については以上のようなことが出されまして、総体としましては、総合福祉センターの開設というようなことがありましたので、それに伴って施策が前進したというところについてご評価をいただいたというふうなところであります。

以上です。

**○会長** ありがとうございます。

小川課長から障害者部会の報告が終わりました。

ご質問等ございましたら、お名前をおっしゃってからお願いいたします。

○委員 F Fと申します。

13ページの6-5なんですけれども、地域自立支援協議会の設置・運営ですけれども、今回のうたい文句に、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現というのがありますよね。そうすると関係者だけでやって、要するに、昔はオリンピックと言って、今はオリンピック・パラリンピックと併記しているじゃないですか。だから、皆さん、一般の人もそれに理解しましょうということが広がっているわけですよ。そういう意味で、構成のメンバーにやはり一般の方も入れてやったほうがいいと思うんですよ。障害者の方を知るという広がりが必要なので、関係者だけの様な感じがするので、一般の方を含めることを検討していただきたいと、そう思います。

○小川障害福祉課長 ありがとうございます。

現状の構成メンバーはそこに記載されておりますように、関係機関や団体と、それから障害のある方、当事者の方にメンバーになっていただくということで、その当事者の方に入っていただくということについては、国のほうでもそういうような方向を示しておりますので、それに沿った現在構成メンバーとなっておりますので、本当に一般の方ということについては、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○委員 G Gです。

地域福祉のところでも出た議論と趣旨としてちょっとダブるかもしれませんが、あるいは部会で出た意見かもわかりませんが、評価のところ、この障害福祉計画だけは、より厳密に見ますと、横棒という評価がありまして、ちょっと趣旨がわかりづらいのがあります。

例えば、7ページの2のほうで、重度障害者等包括支援、実利用者ゼロだったから評価は横棒になっています。ところが、11ページ、5-3の地域定着支援、実利用者ゼロ、評価はこれは横棒でなく0にしている。この辺が何かうまく理解できない。横棒は評価を全くしないという意味なのか。制度としてあるんだから評価もしないというのは甚だおかしいような気がしますし、各担当課に割り振ってその実践を尊重するということはあると思うんですが、福祉を直接担当しておられるセッションにあっては、その辺は整合性をとって評価していると思うんですが、これは両方とも障害福祉課さんなんですけれども、そこはちょっと、部会で議論は出たと思うんですが、ほかの部会に所属している委員として若干疑問が生じたということ。

それと、前年評価は横棒だった。例えば21ページの8-6、家具転倒防止器具取付事業、これは前年が利用者ゼロで評価は横棒、評価しなかったのか0なのかわかりませんが、これが一気に横棒からことしは3になったと。書いてある評価理由には前年と同じことが

書いてある。これも何か、同じ評価理由で一気に横棒から3になるというのが、評価でよくなるというのはいいことだと思うんですけども、万が一、評価の手順でやや甘かったか、恐縮ながら、きちんとされたほうがいいのではないかと、僭越な意見ですが、思います。

○小川障害福祉課長 障害福祉課、小川です。

評価0と横棒につきましては、所管課としても非常に悩んで、前回の評価と差異が生じるというようなところも生じているのかなというふうに思います。

それで、最初にご指摘の7ページの2-5と、それから11ページの5-3、その差異でご説明を差し上げますと、今回の評価におきましては、28・29年度の目標値がそもそもゼロであって、実際のご利用もゼロというものについては横棒という評価をしております。11ページのほうは、目標値として6人というのを掲げておりますが、それに対してのご利用がゼロだったということで、0という評価になっているということで、もともと29年度の利用人数がゼロ人というようなサービスにつきましては、国の示したサービス全てについて目標値を定めるというような規定になっておりますので、東大和市の地域の実情に合わせますとなかなか合致しないものもございます。

そういう意味で、7ページの2-5の重度包括支援につきましては、そもそもそういうご利用者がいない、さらにそれをサービス提供する事業者が近隣も含めてないということで、ゼロと見込んでおりますので、そこについての評価は横棒にするというような意味合いでございます。

それから、家具転倒防止器具につきましては、昨年度たまたま利用者がゼロだったんですね。それでそういう評価になったんですが、今回4世帯のご利用があったということで、ここの8番の在宅障害のところは事業を継続するということで目標にしておりますので、3というような評価になっておるということです。

以上です。

○委員G 横棒というのは評価になじまないというような意味ですか。

○小川障害福祉課長 そうです。

○委員G いいです。わかりました。

○会長 ありがとうございます。

恐らく今のような、多分市民の方々も疑問に感じられるかなと思いますので、初めの評価のところについて説明を加えられると、ご説明いただくと、あなるほどとわかりますので、こちらのほうをお願いできればと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○委員K Kです。

細かいところで申しわけないんですけども、6ページの1-4のところに東京都の指導検査と書いてあるんですけども、これの文言というか、指導監査じゃないんでしょう

か。指導検査という言葉はあるんですか。

○小川障害福祉課長 今回の6ページのところですけれども、本来、指導監査というような、障害福祉サービスについて行うものとしては監査というものがございまして、東京都におきましては、東京都のほうで指導検査という呼称にしておりますので、それを反映させたというような形で、取組項目とさせていただきます。

○委員K わかりました。

○会長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、東大和市健康増進計画平成28年度進捗状況についてでございますが、こちらにつきましては健康推進部会のほうでご審議いただいておりますので、健康推進部長から審議内容、部会で出された意見等のご報告をしていただきたいと思います。

それでは健康推進部長、よろしくお願いいたします。

○L部会長 部長、歯科医師会のLです。よろしくお願いいたします。

10月2日の地域福祉審議会健康推進部会におきまして、東大和市健康増進計画に掲げた各施策の平成28年度の実績や評価について、実施状況報告書(案)により説明を受け、施策の展開について検討いたしましたので、要点をご報告いたします。

まず、全体的なことにつきましては、12ページ、報告書の表記のうち、実施状況調査票の表では、これは既に多分配られて直されているんですが、平成28年度のものなのに、実施事業内容とか評価と理由の前に、ご丁寧に「平成28年度」というのが全部ついてたんですけれども、こんなものは必要ないのではないかという意見が出ておりました。

次に、報告書の各部分についてであります。3ページの「3区分のライフステージで構成されています。」の説明の下の図の表記で、「概ね」と何でつくのかというご質問がありまして、事務局から、法令ごとに年齢の定義が異なっているから「概ね」という言葉がついているという説明を受けました。

次に、16ページ、17ページの第1節4-1、4-2、飲酒と喫煙について、飲酒は適量飲酒についての啓発、また喫煙は、妊婦の喫煙について、禁煙できた人数を算出すると禁煙指導の効果がもっと見えるのではないかという意見が挙がりました。

次に、18ページの第1節5、歯と口の健康づくりについて、評価指標関連基本データ、「むし歯」と「う蝕」は同様の意味であるから、表現を統一して説明を掲載するほうがよいのではないかという意見も出ました。

次に、34ページ、第3節2、糖尿病・メタボリックシンドローム予防対策の推進の3-②2、国民健康保険事業保健衛生諸事業の事業内容の記載のうち、ジェネリックの説明として、括弧書きで「後発医薬品」と入れたほうがよいという意見が出たんですが、ジェネリックという言葉はもう皆さん一般化されてきているということで、それは必要ないというふうに結論づけられました。

あと、健康増進推進に係ることとしては、基本理念とされているヘルスプロモーションということがあるんですが、それについて意見が多々出まして、まず予防が一番大事だねと、予防の視点で取り組んでもらうためには、事業名を「教室」ではない名称に変更する、広報は必要性のある人に伝わりやすい内容にする、別のイベントといろいろなものを抱き合わせた企画にする、公共交通機関の利用も含め開催場所を工夫するなど、まずは利用してもらい、健康に対する正しい知識を知ってもらうことが重要であるということ。健康づくり推進会議など、市が取り組んでいる内容を市民に情報提供する機会を設けるなど、ただ事業を実施するだけでなく、市の考えや方針が大事であるという意見が出ました。

また、評価については、成果として、事業の参加人数など見えるデータを大事にするだけではなく、いかにどう取り組んだかという手段の工夫について評価する必要性があるのではないかと、こういう意見も出ました。

また、事業の参加者の地域ごとの割合、データ収集の難しさを踏まえた上で、地域の特性を分析してはどうかという意見も出ました。

このような意見が出て、文言や表記の追加など、簡易なものについては部会長と事務局において修正するという結論に達しまして、会議を終わらせていただきました。

健康推進部会からは以上です。

○会長 ありがとうございました。

┆部会長から健康推進部会の報告が終わりました。

ご質問がございましたら、お名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員 G ヘルスプロモーションの評価として1、2、3というのがあるんですけども、これは素人的に見ると、1や2のほうが評価のほうがよいかのような印象を与えるんですけども、1や2、3というのは同等、たまたまそういう評定になるということかどうかということと、それと、多分これも所管課の評価がそのまま状況調査に来ていると思うんですけども、3というのは、住民や当事者の主体性を重視していないとか、各個人が健康になる行動をとることができないような政策になるというようなことだろうと思うんです。

そうすると、全部1、2、3を点検したわけではないんですけども、例えば29ページの2-③13、介護保険事業・一次予防事業云々で、評価のところに、ゆうゆう体操、毎回70人を超える人の参加があると、市民が主体的に動いているような様子がうかがわれるんですが、ヘルスプロモーションでは3になっているとか、それから32ページの2-④7、狭山緑地管理事業・アスレチックコース、年間来場者数は3万1,000人あった、ヘルスプロモーションについては3だったと。この辺はたまたま気がついた項目ですが、1、2、3の評価をきちんと各所管課において理解してやっているのかなというふうな気がいたしました。



以上です。

○志村健康課長 健康課長の志村でございます。

まず最初に、ヘルスプロモーションの評価の項目についてでございます。

報告書の9ページ一番下の欄に、今回から各課に調査回答していただいたヘルスプロモーションのつけ方についての判断基準を載せてございます。1と2、それぞれの視点があった場合はそれぞれにつけていただいて、それぞれの視点がない場合は3に丸というようなことで、今回は各課の判断に基づいた形での回答のほうをまとめたものでございます。1と2がついていて、なおかつ3がついている課につきましては、そちらのほうを確認させていただいているんですけども、そうじゃなく3だけに丸がついた項目につきましては、特に事務局のほうで確認をしてございませんでしたので、次回から、ヘルスプロモーションの書き方について、もう少し各課に調査をかけるときに判断基準等の例示等を求めながらかけたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員G 例えば、うまかんべえ～ウォーキングとかスイーツウォーキングというのはたくさん参加があったという評価理由で、そこも3になっているんですよ。何でこんな、ある意味においては自虐的に、表現は悪いんですが評価されているのか、厳しく評価されているのかよくわかりませんが、でもきちんと所管課等に統一されたほうがいいのではないかと思います。

それでもう1つ、31ページに自治会等の活動支援がありまして、自治会の活動、集会施設云々で、実はこの事業実施内容はそっくりそのまま地域福祉の状況報告書にも出てまいりまして、1から7までは地域福祉の2-1①、8、9、10は2-1②がそのままこちらへ転記されて、確かに地域福祉にも役立つ活動ですし、自治会活動を支援することで、地域住民が安心して暮らせるまちづくりにつながっているという健康増進計画にも多少関連するような気がしないでもないですけども、自治会にここに書いてある補助金を交付したとか会議を開催したとか、必ずしも健康増進という趣旨からすると、全部全く関係ないと言うつもりはありませんが、ややオーバーな表現、やや所管課として売り込み過ぎではないかというふうに思いました。

それからもう1つ、15ページに女性の生き生き健康教室、休養のところで挙げられて、これはたまたま話の中で睡眠の話が出たからここに該当するというので、この休養のところは事業がなかったの、所管課としてご苦労されている経緯はわかりますし、睡眠の話があったらここへ持ってくるというのも分からないでもないんですが、ただ、休養という分類で、睡眠についての話が出たのでここに入れたというのも、不相当とは思いませんけれども、ちょっと趣旨があれかなというような気がしないでもないです。ただ、私の素朴な感情ですので、違うかもしれません。

○田口福祉部長 ありがとうございます。福祉部長、田口でございます。

31ページの自治会等の活動支援ということで、地域福祉計画等々の字句というご指摘をいただいております。基本的に市といたしましては、これは市町村によっていろいろ自治会の取り組み方が違っておまして、市町村によっては大字があって、東大和でいうと中央地区ですとか、狭山とか芋窪とかと、大字で一つの自治会構成をして、その中を分散化して、例えば一丁目とか二丁目とかというふうに分けているところもございしますが、東大和はそうではなくて、それぞれの地域において自治体を形成していただくというふうな形になっております。そういうようなことから、地域によっては自治会がないということも、立野地区あたりですと、ないところも多いんですけども、立野地区で、地域全体でこの部分には自治会が存在していないということもございします。

そのようなことで、あともう1つは、大きな捉え方として、自治会への加入率が50%を切っておりますので、そういったところで、いかに地域それぞれにおいて自治会を活性化するとともに、それを新たにないところをつくっていただく。状況によっては、維持向上していただくというところの大きな今視点になっておりますことから、どうしても自治会を維持していただく、新たにつくっていただくということが、現在、市における大きな課題になっておりますことから、このような評価になっていることはご理解をいただければというふうに考えております。

2点目については課長のほうからということで、よろしく申し上げます。

**○志村健康課長** 報告書15ページの休養の部分の1-③1、新規の女性の生き生き健康教室についてでございます。

こちらのほうは、毎年テーマを変えて実施しているということがございまして、平成28年度につきましては、この事業内容にございますように、休養、睡眠について、特に講話を重点的に行ったということから、例年に比べると、28年度は休養に重点を置いたということから、こちらのほうの取り組みで掲載させていただいたというようなことございします。ただ、29年度の評価につきましては、また違う分野で評価することも可能でございしますけれども、28年度については実際そうだったというようなことございします。

それから、13ページのうまかんべえ～ウォーキングにつきましては、ヘルスプロモーションは3だったということについてなんでございしますけれども、こちらのほうも先ほど申し上げましたように、各課に実施状況調査をお願いするときに、判断基準等も例示をしながら、よりよい形で評価していただけるように、各課でも整合性がとれるような形で調査のほうを依頼したいというふうに考えてございします。

以上でございます。

**○会長** ありがとうございます。

31ページ、課長が先ほど説明していただいたところでございますけれども、健康を支える社会環境の整備ということを考えると、19ページのメンタルヘルス、自殺の件数を見ますと、年代が50～69がとても多いと。また男性のほうが多いということでありま

して、私のほうで少し研究で触っているところが、定年退職した男性の方がデータのにも一番自殺なさる方が日本では多いという、そういうような結果もありますので、そうすると、31ページの自治会というのがとても機能していく部分もあるんだろうということもありますので、心身の健康を支える社会環境整備ということでは、自治会というのとはとても大事だなというふうに思いますし、あとは、地域福祉計画は今後上位計画になっていくということを考えますと、どうしても横断的になっていくことがこれからどんどんふえていくかなというふうに思いますので、委員Gご指摘のとおりであるんですけども、そのようにいろいろ重なってくるところがあるというふうに思われます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次第4、その他連絡事項でございます。

何かございますでしょうか。

**○事務局（武村庶務係長）** 事務局の武村でございます。

今後の地域福祉審議会関係の日程のほうをご説明させていただきます。

まず、第五次地域福祉計画中間見直しと第4次東大和市障害者計画・第5期東大和市障害福祉計画の策定につきましては、12月に市民説明会を予定しております。また、第4次東大和市障害者計画・第5期東大和市障害福祉計画の策定についてはパブリックコメントも予定しております。

その後、最終案を両計画とも作成いたしまして、1月に予定しております第3回目の全体会で最終案をご報告させていただきたいと思っております。

大変申しわけございません。ちょっと訂正のほうをさせていただきます。

最初に、第五次東大和市地域福祉計画中間見直しについて説明会を行うということで、こちらは特に行いませんので、それを訂正ということでご報告させていただきます。

それでは、続きまして1月に開催予定の第3回の全体会の件でございますが、通常、スケジュール調整の表を皆様のほうにお渡しして、皆様のご都合のつく日を調整しましてさせていただいているところでございますが、今申し上げました市民説明会やパブリックコメントの動向を踏まえまして、細かい時期を決定させていただきたいということでございます。つきましては、後日、委員の皆様方にスケジュール調整表をご送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

また、本日、貸出資料ということで、冊子を事務局のほうからお貸しした委員の方が何人かいらっしやると思いますが、出口のところに貸出資料の回収ボックスのようなものをつくらさせていただきましたので、お帰りの際、そちらのほうで冊子をよろしく願いします。

あと、健康課長から皆様にございますので。

**○志村健康課長** 健康課長の志村でございます。

情報提供でございます。今、事務局のほうから皆様のお手元にお配りしますけれども、

健康課のほうで健康ウォーキングマップをかねてから作成しておりましたけれども、このたび完成いたしましたので、ご紹介をさせていただきます。

市内全部で11コースから成っております、チャレンジコースや初心者向けのコース、いろいろと成っております。また、防水加工になっておりますので、お持ちいただいて、コースをぜひ歩いていただければというふうに思います。これは、日ごろから10分でも運動習慣の定着を市民の皆さんにつけていただくことを目的としてつくったものでございます。

以上でございます。

**○会長** ありがとうございます。

**○委員 F** その他の件でお話ししたいんですけども、日取りを決めるのにご都合のいい日ということでお手紙をいただいて、そういう方法もいいと思うんですけども、私が所属している3つの組織は、第3水曜日とか第1月曜日とか、そういうことでやっているんですよ。そうすると、第3水曜日であれば、皆さん都合をつれるわけですよ。けど、この間もうちの健康部会もまた変更になっちゃったんですよ。

だから、どれがいいかわかりませんが、皆さんお忙しい方ばかりなので、私は何とも言えないんですけども、都合のいい日を決めても変更が起きちゃったりするので、例えば、新年度になったら検討課題として、全体会は第2水曜日とか、そういうふうにしたほうが、こんなことを言うてはあれですが、通信費も大変だと思うし、職員の方も大変じゃないかなというふうに思うんですけども、参考程度で、余計なことを言うて申しわけないんですけども、失礼します。

**○田口福祉部長** ご意見をいただきましてありがとうございます。

毎月開催するような会議であればそのような決め方もできるかと思うんですが、年に2回、3回程度でございまして、当然それ以外に各部会等もございまして、そういう形の重複を避けたいとか、いろんなところもございまして。そういったところで、今いただいたご意見を参考に、来年度に向けて事務局でも検討いたしますけれども、やはり定例的な会議でないということは私どもも認識しておるところで、少しご理解をいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

**○会長** よろしいでしょうか。

それでは、本日予定していた議事が全て済みしましたので、以上をもちまして会議を閉会させていただきます。

閉会の挨拶をE副会長からお願いいたします。

**○E副会長** 本日、地域福祉審議会にご出席、ご協力ありがとうございました。

これをもちまして、平成29年度第2回地域福祉審議会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。